改正フロン排出抑制法の施行等に向けて整備すべき関係法令改正案 に対する意見募集の実施結果について

> 令和元年 10月4日 環境省地球環境局 地球温暖化対策課フロン対策室

- 1. 意見募集の概要
- (1) 意見募集の周知方法
 - ・関係資料を電子政府の総合窓口(e-Gov)に掲載
- (2) 意見募集期間 令和元年7月16日(火) ~ 令和元年8月16日(金)
- (3) 意見提出方法 郵送、ファクシミリ又は電子メール
- (4) 意見提出先環境省地球環境局地球温暖化対策課フロン対策室
- 2. 意見募集の実施結果
- (1) 意見提出者数
 - ・封書によるもの 0通・ファクシミリによるもの 0通・電子メールによるもの 6通
- (2) 意見の延べ総数 18件
- (3) 提出された御意見の概要と御意見に対する考え方:別紙のとおり

提出された御意見の概要と御意見に対する考え方

1 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行令(平成 13 年政令第 396 号)の改正について

No.	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
1	省令 49 条認定業者についても立入検査	1	立入検査の対象は、フロン類の使用の合理
	対象に追加するべきではないかと思われ		化及び管理の適正化に関する法律(平成 13
	る。		年法律第64号)第92条第1項に規定され
			ており、いただいた御意見は今回の意見公
			募の対象ではないため、今後の参考といた
			します。

- 2 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則 (平成 26 年経済産業省・環境省令第7号)の改正について
- (1) 第一種特定製品にフロン類が充塡されていないことの確認【改正法第41条関係】関する御意見

No.	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
	11122	,,,,,	
1	(9 頁 10~11 行目)	1	一台当たり回収率低下の要因については、
	複数の電動弁が第一種特定製品内に内		令和元年6月26日開催の産業構造審議会製
	蔵、連絡配管に電動弁がある第一種特定		造産業分科会化学物質政策小委員会フロン
	製品や冷媒の寝こみが生じやすい第一種		類等対策WG·中央環境審議会地球環境部
	特定製品に対し、フロン類が充塡されて		会フロン類等対策小委員会合同会議におい
	いないかの確認は、現在の回収基準だけ		て示しているとおり、ワーキンググループ
	で十分と言えない。		において要因をさらに整理・分析すること
	将来的な内容と思うが回収基準及び管理		としており、いただいたご意見は検討の参
	者の判断基準に、		考にいたします。
	1) 建築物/住宅の電力契約を解除する		
	前に冷媒回収を実施		
	2) 冷媒回収を行う前に第一種特定製品		
	を通電状態にする		
	3) 第一種特定製品の暖気運転を行う		
	4) 暖気運転直後に冷媒回収実施		
	を追加されることを提案する。		
2	(10 頁 15~17 行目)	1	委託確認書を用いてフロン類の回収が行わ
	廃棄等実施者が委託確認書を用いて、充		れ、その際に回収量がゼロであった場合に
	塡回収業者ではない引渡受託者を通じ充		は、回収量がゼロであることを記載した引
	塡回収業者に 1 台だけフロン類の回収を		取証明書を廃棄等実施者に送付し、その写
	依頼したが、回収量がゼロだった場合、充		しを引渡受託者に交付していただくよう、
	塡回収業者から廃棄等実施者へは確認証		運用面での周知を図ります。
	明書が交付されると考えるが、仲介者で		
	ある引渡受託者には何も送付されない。		
	金銭のやりとりが、引渡受託者をスキッ		
	プして廃棄等実施者と充塡回収業者の間		
	で直接されることはないと思われること		

No.	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
	から、引渡受託者に確認証明書の写しを 送付しないと引渡受託者は作業がされた かどうかがわからず金銭トラブルが発生 する。従って、充塡回収業者ではない引渡 受託者へ確認証明書の写しを送付と充塡 回収業者ではない引渡受託者は確認証明 書の写しの3年間保存を提案する。		
3	(10頁32、33行目) 「従来通り回収した全体の台数及び回収量を引取証明書に記載することで差し支えない」とあるが、この台数には回収できなかった台数を含めて記載することで良いか。(含めて記載しないと、引取者に引き渡す台数との整合が取れなくなる。) また、1台回収しようとしたが、その回収量がゼロであった場合、引取証明書に1台・ゼロと記載しても良いか。あるいは、この場合は必ず確認証明書を発行しなければならないか。	1	いただいた御意見の通り、引取証明書には 回収できなかった台数(=回収量がゼロで あった台数)も含めて、全体の台数を記載 していただく必要があります。 また、回収依頼書に基づき回収を行った結 果、回収量がゼロであった場合には、引取 証明書に回収量がゼロである旨を記載して 交付していただくことで差し支えありませ ん。

(2) 特定解体工事元請業者が確認及び説明した書面の保存【改正法 42 条関係】関する御意見

No.	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
No. 1	御意見の概要 (12頁 24~31 行目) 「*」以降の文章は認識違いがあり削除を提案する。 (理由) 1) 工場でフロン類を充塡していない製品に対し、機器メーカーが第一種特定製品の表示をしているのは、本来、表示義務がある充塡者への利便性向上及び実際にお使いになるユーザーへフロン排出抑制法に則った対応をご認識いただくため	件数 1	御意見に対する考え方 御指摘にあった、フロン類が回収済みとなっている機器については、点検は不要であり、その旨は改めて周知を行います。なお、当該部分は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第2条第3項に規定する第一種特定製品の定義における「冷媒としてフロン類が充塡されているもの」の解釈を示すものであって、今回の意見募集の対象ではありません。
	の配慮であるため。 2) 現在、設備休止等でフロン類が充塡されていない(抜いた)第一種特定製品は点検不要である。しかし、第一種特定製品の定義の解釈が、冷媒としてフロン類以外のものが充塡されているものと区別するに変えられてしまうと、要点検となってしまい、新たなユーザー負担が発生するだけでなく混乱が生じるため。 3) 45 条の 2 はフロン類が回収された業		

No.	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
	務用冷凍空調機器に関する扱いであり、 「フロン類が回収されたものも第一種特		
	定製品」の説明になっているとは思われないため。		

(3) 第一種特定製品の引取り等に際しての引取証明書の写しの公布等【改正法 45 条の2第1項、 第2項及び第3項関係】関する御意見

No.	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
1	(16 頁下から 1~9 行目)	1	改正後のフロン類の使用の合理化及び管理
	[]書きされており、改正案の考え方、		の適正化に関する法律施行規則(平成26年
	解説又は運用に当たっての留意事項であ		経済産業省・環境省令第7号) 第48条の3
	って、改正案ではないとされているが、引		において、引取証明書の写しの交付を要し
	渡義務を逃れるために悪用、乱用されかね		ない場合を規定していますが、御指摘の「引
	ないので、規定整備を提案する。		取等実施者が充塡回収業者であって、改正
			法第 41 条の規定による第一種特定製品に
			フロン類が充塡されていないことの確認を
			委託する場合」は当該規定に含まれておら
			ず、引取証明書の写しの交付を要しない場
			合に該当しないことが明示されています。
2	(15頁 図1)	1	引取証明書及び銘板の記載事項は意見募集
	1、銘板に記載されたメーカー独自のフロ		の対象ではありませんが、今後の検討の参
	ン種(EP53など)で引取証明書が交付さ		考といたします。
	れても、何の冷媒が入っているのか		なお、フロン類の使用の合理化及び管理の
	(CFC、HCFC、HCFC なのか) わかりませ		適正化に関する法律施行規則 (平成 26 年経
	ん。引取証明書に記載されるべき冷媒種		済産業省・環境省令第7号)第1条第3項
	の記載方法を統一してほしい (例:R22)		において、引取証明書に記載すべきフロン
	2、上記同様、混合冷媒の場合も、銘板に		類の種類は CFC、HCFC 及び HFC と定められ
	冷媒種ごとの混合比率が記載されてい		ています。
	ない場合がありますので、引取証明書に		また、充塡されているフロン類の種類及び
	混合冷媒の比率の記載も義務化してほ		量の確認のために、管理者から点検記録簿
	しい。(冷媒と可燃性ガスが混合された		の提示を受けることができます。
	冷媒があり、フロン回収機によって内部		
	を温め気化させて回収する回収機があ		
	るため、爆発する危険性がある)		

(4) 改正に係るその他所用の改正に関する御意見

No.	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
1	(26 頁 15~17 行目)	1	現行のフロン類の使用の合理化及び管理の
	特定製品に対する表示を追加するにあ		適正化に関する法律施行規則第 94 条の規
	たり、製造業者及び輸入業者は準備期間が		定については、同法附則第4条の規定によ
	必要であるため、改正省令施行後1年の猶		り施行日から6月を経過する日まではなお
	予期間を設けられることを提案する。		従前の例によることとされていたことを踏
			まえ、フロン類の使用の合理化及び管理の

	適正化に関する法律施行規則の一部を改正
	する省令(令和元年経済産業省・環境省令
	第5号)においても同様の経過措置を設け
	ています。

3 フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する 指針(平成26年経済産業省・国土交通省・環境省告示第87号)の改正について

No.	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
1	(4頁 下から5行目) 第一種特定製品の販売者は購入者に対して、第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項及び廃棄時の管理者が取り組むべき事項について、説明することを義務付けるべきではないかと思われる。	1	いただいた御意見は今回の意見公募の対象 ではありませんが、今後の参考といたしま す。
2	(6頁 上から10行目) 建設リサイクル法の届出が提出された時点で、フロン排出抑制法を管轄する都道府県へ情報提供されなければ、適切な監督指導が行えないため、関係法令の届出状況を一括で確認できるシステムが必要ではないかと思われる。	1	いただいた御意見も踏まえ、関係省庁等とも調整をしつつ、建設リサイクル法の届出等の情報の活用に向けた検討を進めていきます。

- 4 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項(平成 26 年経済産業省・環境省 告示第 13 号)の改正について
- (1) 管理者の判断基準(法第16条関係)に関する御意見

No.	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
1	(7頁 5行目) 現在実施されている簡易点検、定期点検 については、IoTを利用した測定機器 (漏えい検知機等含む)による継続的な データ取得で代用可能とすることで、使	1	いただいた御意見は今回の意見公募の対象 ではございませんが、今後の参考といたし ます。
	用者の負担を大幅削減することが可能で ある。		
2	(7頁13~15行目) 時間又は費用制約による意図的放出・未 回収を防止するため、点検記録簿への記 載は引取りを行った年月日だけでなく、 充填及び回収と同じように回収量をま た、回収に要した時間を点検記録簿に記 載することを提案する。 これにより、2019年6月26日に開催された審議会において、引渡義務を逃れる ためにみだり放出しても確認証明書では	1	一台当たり回収率低下の要因については、 令和元年 6 月 26 日開催の産業構造審議会 製造産業分科会化学物質政策小委員会フロン類等対策WG・中央環境審議会地球環境 部会フロン類等対策小委員会合同会議において示しているとおり、ワーキンググループにおいて要因をさらに整理・分析することとしており、いただいたご意見は検討の参考にいたします。 なお、回収量については、保存義務のある

No.	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
	確認できない、点検記録簿の確認も必要との委員発言への対応になると考える。 なお、簡易・定期点検で異常が認められないにも関わらず、回収量がゼロであった又は初期充塡量に対して著しく回収量が少なかった機器に対し、点検記録簿に推定理由を記載するのが望ましいとすることも提案する。		引取証明書に記載があることから点検記録 簿への転記は不要としています
3	(7頁16~19行目) 法人がフロン類の引取り又は充塡されていないことの確認をした場合の記録事項が抜けているので、氏名(法人にあっては、その名称及び引取りを者の氏名を含む。)を提案する。	1	第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項(平成26年経済産業省・環境省告示第13号)第四1(7)又は(8)の規定と同様に、今般追加する(9)において「第一種フロン類充塡回収業者の氏名(法人にあっては、その名称及び当該引取りを行った者の氏名を含む。)」と規定しています。

5 その他今回の意見募集対象外の部分に対する御意見

No.	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
1	(法第 28 条第 1 項関係)	1	いただいた御意見は今回の意見公募の対象
	充塡回収業者における登録番号は、自治	,	ではありませんが、今後の参考といたしま
	体の都合(事業所の市町村の所在変更)		す 。
	で変更することがあるため、固有番号を		
	設けた方がいいのではないかと思われ		
	る。また、現状では充塡回収量等の年次		
	報告を登録番号ごとに提出する必要や、		
	証明書等も新たに作成する必要があるた		
	め、施行規則では、登録番号ではなく固		
	有番号に改めてはと思われる。		
2	(法第 37 条第 4 項、第 39 条第 6 項、第	1	いただいた御意見は今回の意見公募の対象
	47 条関係)		ではありませんが、今後の参考といたしま
	記録又は実績報告では、回収したフロン		す。
	類を同一機器に再充塡した場合はその量		
	を除くため、台数を記載し充塡及び回収		
	量は0として記録又は報告しなければな		
	らない。しかし、充塡及び回収証明書は		
	回収したフロン類を同一機器に再充塡し		
	た場合であっても、充塡及び回収した量		
	を記載した証明書の交付義務があるた		
	め、記録又は実績報告の記載に誤りが生		
	じる可能性が非常に高い。そのため、回		
	収した後に再び当該第一種特定製品に冷		
	媒として充塡した量を除く必要がないの		
	ではないかと思われる。	_	
3	(施行規則第 51 条関係)	1	いただいた御意見は今回の意見公募の対象
	フロン類の保管量の記録及び運搬業者の 氏名又は名称及び住所を規定するべきで		- ではめりませんが、っ伎の参考といたしま - す。
	はないかと思われる。		9 0
4	回収したフロン類の保管基準について、	1	いただいた御意見は今回の意見公募の対象
-	定める必要があるのではないかと思われ	'	ではありませんが、今後の参考といたしま
	る。法の規定では回収したフロン類を再		す。
	生業者や破壊業者等へ引渡すまでの期間		
	が定められていないため、保管の基準が		
	必要であると思われる。高圧ガス保安法		
	に準ずるでも問題はないが、運搬基準と		
	同様に定めた方が、適切な監督指導が行		
	えるのではないかと思われる。		

なお、上記のほか、今回の意見募集やフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律とは無関係の意見を1件いただきました。